

第2回行政改革推進委員会 会議要約

- 日 時 平成28年12月8日(木) 午後0時55分～午後4時30分
- 会 場 村上市役所 5階 第4会議室
- 出席者 行政改革推進委員会委員 9名 (欠席:阿部委員)
総務課長、総務課参事、人事管理室 3名

(午後0:55開会)

1 開 会

2 会長あいさつ

会長

今回の委員会は、「地域おこし推進事業」と「空き家対策」の非常に関心深い2つの事業について外部評価を実施するわけではありますが、空き家については集落でもどうするか話題になっていますし、協力隊についても地域づくりの大切な部分ですのでよろしくお願いします。国も1兆円を超える借金を抱える時代でありますので、今後、村上市においても財政的に厳しくなることもあるかも知れませんが、その辺も踏まえながらよろしくお願いします。

3 外部評価について

【資料No.1】を事務局が説明

4 協 議

(1) 村上市行政評価制度における外部評価について

- ・事業ヒアリング及び評価協議

①地域おこし推進事業経費【担当課：自治振興課】

【担当課（自治振興課）による事業説明・評価理由説明】

【質疑応答】

委員

地域の方が協力隊に対してどのように思っているか、アンケート調査や意見の聞き取りをしたことがあるか、また今後やる予定はありますか。

自治振興課長

現時点では実施しておりませんが、今後考えていきたいと思っております。

委員

来年度の募集については、どのようになっていますか。

自治振興課長

12月16日から募集を開始します。

委員

昨年度の意見の中に、協力隊員として夫婦での募集があっても良いのではないかと提案しましたが、どうですか。

自治振興課長

新潟県内でも阿賀町で夫婦で協力隊として活動している事例があり、非常に良いことだと思います。しかし、地域の要望、計画をもとに募集するわけですので、今回は夫婦を希望するという要望がありませんでした。今後、そのような要望もあれば良いと考えています。

委員

地域から、夫婦で希望するというのであれば夫婦でも可能ということですか。

自治振興課長

地域からの要望、計画を見ながら夫婦での活動が効果的であれば可能です。

委員

地域で協力隊に来て欲しいという場合は、「こういう活動のために」「こういう人をお願いしたい」ということで、要望するのですか。

自治振興課長

はい、そういうことです。村上市は平成27年度からモデルケースということで2人、平成28年度に2人追加し現在は4人体制です。それぞれの地域で、「こういう活動を行ってほしい」ということを担当と詰めていただいて、地域をどうするか、地域の合意を進めた上で、予算の関係もありますので予算化して導入になります。

委員

要望に相応しい人を選んでくれるのか。

自治振興課長

この制度が始まった頃は就職難の時代であり多数の応募がありました。しかし、近年は応募が少なく大変危惧しています。平成28年度は何とか人材を確保しましたが、来年度は厳しくなると思いますので、応募が不足する場合は、随時応募に切り替えて対応したいと思いますし、平成29年度はNPO法人の都岐沙羅にお願いして、要望に合うような人材を確保したいと思います。

委員

単身者よりも、夫婦や子どもを含めた世帯の方がより活動の幅が広がるのではないかと思います。また、総務省の支援のほかに、村上市で独自に予算化しているものはありますか。

自治振興課

受け入れ準備経費として計上している、生活備品は市単独の予算です。3年目の隊員については起業するための準備資金を計上予定ですが、こちらは特別交付税措置されます。

委員

子育て世帯が協力隊として来たときに、この予算では少ない気がします。協力隊の世帯が安心して暮らせて、この地域に貢献できるように、「村上市としてはこんな予算も用意しているので、複数人世帯でも安心して協力隊として活動できます。」というようなことがあっても良いと思います。日南市では商店街活性化のため、高額な報酬を出して取り組んでもらったところ、半年から1年で成果があり注目を集めています。いかにして有能な人材を確保するか、そのためには予算も必要になると思いますが、別枠で予算を確保してもらいたい。

自治振興課長

今後の参考にさせていただきます。阿賀町のように夫婦の方が単身よりも定住に結びつきやすいと思いますし、人口増にも繋がると思います。

委員

隊員の期間は何年間ですか。

自治振興課長

委嘱は1年ごとで最長3年までです。

委員

任期満了後はどうなりますか。

自治振興課長

優秀な人材を3年間で終わらせるわけにはいかないの、ひとつの方法として総務省の集落員支援制度の導入を検討しています。協力隊が起業して独り立ちできるような状態であれば必要ないかもしれませんが、優秀な人材を手放すこともできないので、引き続き活動を続けられるようにしたいと考えています。

委員

交付金をもらっている間は良いが、交付金がなくなると終わりでは意味がないので、引き続き支援をお願いしたい。

協力隊が来るときの思いと、実際に住んでみてのギャップがあると思いますが、協力隊からの要望はどのようなものが出ていますか。

自治振興課長

支所の担当で要望を聞いて対応したり、定例会で相談をしています。

朝日支所地域振興課

毎週火曜日に定例の打ち合わせをしています。隊員からは、「こんな事業をしたい」「集落の誰に相談すればよいか」等の相談を受けます。

委員

前向きな要望は良いが、中には「隊員の思いと違う」といったような相談を受けることもあると思います。すぐに対応できないこともあると思いますが、次に来る協力隊員のためにも、これらを蓄積して対応できるシステム作りを進めて欲しい。

自治振興課長

協力隊員の人生を預かるわけですから、相談事項についてはノウハウとして積み上げていきたいと思
います。

委員

山北地区と朝日地区に隊員がいますが、他の地区に住んでいると隊員がどのような活動をしているか
分からないので、広報活動をしっかりと行って欲しい。

自治振興課長

広報誌やフェイスブックで情報発信していますが届きにくいところもあるかと思
います。自治振興課
で発行している協働のまちづくりの情報誌「元気マガジン」に特集するなど周知の方法を考えてみたい
と思
います。

会長

隊員のブログもあったと思
います。

委員

隊員の活動にも経費はかかると思
いますが、予算はどのくらいですか。

自治振興課

今年度の当初予算が1,556万3千円で、ほとんど隊員に係る報酬、社会保険料、旅費などであり
ます。直接隊員が使える経費となると消耗品が4人分で58万円、市内を移動するときの旅費が4人分
で55万4千円などを計上しています。

委員

消耗品については、活動の内容によっても異なると思
いますが、足りていますか。

自治振興課

今のところ、不足しているとは聞いていません。

委員

農林水産省農村振興局から農山漁村振興交付金というものがあるようですが、総務省の事業と重複し
て使えるかは不明ですが、他の交付金等の活用も考えて支援すれば、活動もし易くなるかもし
れない
ので、他課との連携も考えてください。また、地域おこし協力隊の今後の見通しはどうな
っていますか。

協力隊の活動は休日イベントや夜間の会議などが多いため、平日に振替休日を取るケースが多い
と思
いますが、平日に不在の場合が多く地域の人が困るようなことはありませんか。

朝日支所地域振興課

連携については、他市町村との連携は行っています。今年5月から、新発田市、胎内市、村上市の3
市が集まって地域おこし協力隊のミーティングを開始し、2ヶ月に1回情報交換を実施して
います。主
な内容は、自分たちの活動についてや行政との関わりなどです。朝日地区の隊員から新潟市のいく
とび
あで地元の食材を販売したいと要望があったが、1市では駄目だと断られ、ミーティングで知
り合
った胎内市の隊員と連携して地域のPRに繋がった実績があります。他に、胎内市の事業にな
りますが、地域の美味しいものを紹介するイベントに参加し長津地区の食材を提供しまし
た。協力隊は一人で活動する

のは難しいと思いますが、行政がずっと付き添っているわけにもいけないので、同じ目的を持った若者たちが連携する機会が大切だと思います。しかし、外にばかり目を向けて内の方が疎かになるデメリットも考えられますが、朝日地区においてはメリットの方が大きいと思います。

振り替え休日の問題ですが、超過勤務手当の制度がないため、土日に出勤した場合は振り替え休日としていますので、平日不在になることもあります。今後は不在時には貼り紙をすとか、何時から何時まではいますとお知らせするなど考えたい。

委員

地域おこし協力隊をどのくらいの規模で何年くらいやるのか今後の見通しはありますか。事業の終了があるとすれば、どのような結果がでたとき終了となりますか。また、協力隊員は配属先やこれを改善してくださいという命題がありますか。

自治振興課長

総合計画の中では10名としていますが、担当課としては10名以上であっても各地区に必要な隊員を導入できればと思います。地域の要望によるものなので行政側から投入すれば良いものでもない。何をもって成功とするか、定住なのか起業なのかそれぞれの地域の課題に応じて目標が違うと思います。隊員が地域の要望の中から、自分で課題を見つけ自分から地域に入って活動を進めることが大切です。

隊員にもよりますが、全国的に見ても定住率は約6割となっており必ずしも定住に繋がるものではないので定住だけでなく、内容によって変わると思います。できれば定住していただき、地域住民と一体となって事業を継続してもらえれば理想的です。

委員

定住、起業だけが目的でなくその地域が活性化しなければ意味がない。最終的には、地域が活性化して、隊員が来てくれてよかったと地域の人が思わなければ成功とは言えない。

自治振興課長

全くそのとおりだと思います。村上市が進める協働のまちづくりと同じで、地域の元気づくりに繋がらないと意味がないと考えています。

委員

隊員として来た人が何をしたら良いかわからない。受け入れた集落もどこまでやってもらえるのか、どういうことをやってくれるのかかわからないので、地域の人に協力隊を宣伝する場があっても良いのではないのでしょうか。特に1年目の隊員は集落のこともわからないし、どこまで何をやって良いのかかわからないので集落の要望と協力隊の思いを明確にしてもらいたい。地域と協力隊の結びつきを強くするようなサポートをお願いしたい。

自治振興課長

地域の要望と隊員のマッチングは非常に重要であります。地域とコミュニケーションをとれるように今後もサポートしていきたい。

山北支所地域振興課

地域と隊員の関わりが重要だと思い、自己紹介シートを作成して各家庭を回るよう助言したりしています。

十日町市では、地域おこし協力隊員はあくまでも地域に入るものなので、地域にお願いし、世話人も

1人ではなく5～6人で世話をし、労務管理も地域に任せ、地域を離れる場合は連絡をしてから離れることにしています。耕作放棄地を与え生活の足しにしてもらい、将来的に定住した際に畑を耕作してもらいたいと考えており、地域が主体となって事業を進めています。我々もこのような方法が良いと考えており、行政が間に入っても最終的な定住には繋がらないと考えています。

また、集落の区長から、地域に活動を報告する場を設けて欲しいとの意見があり昨年度と今年度半ばに活動報告を実施したが、まだまだ不十分であり今後も報告の機会を考えていきたい。

会長

時間になりましたので、質疑応答を終了します。お疲れ様でした。

【評価協議】

○各視点による評価

視点	評価	評価項目	評価
妥当性	C	自治体関与の妥当性	3
		目的の妥当性	2
		対象（受益者）の妥当性	2
有効性	C	目標（改善）達成度	2
		類似事業の存在	3
		上位施策への貢献度	1
効率性	B	コスト効率	3
		実施主体の適正性	2
		負担割合の適正性	3

○総合評価

総合評価	C	説明	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ地域の要望と協力隊員の思いが合致していないため、お互いに思うような成果が得られていないが、導入2年目であり今後の活動に期待したい。 ・活動地域でも「隊員の活動が見えない」という意見があることから、地域への活動報告や市内全域への周知が不足していると思われる。
------	---	----	---

○今後の方向性：拡大基調（コスト拡大、成果拡充）

【意見】

- ・隊員の募集に当たっては、地域の要望を明確にすることにより、地域に貢献できる人材を確保し、「地域」「隊員」「行政」が一体となって事業を推進すること。市の中長期ビジョンを明確にし、隊員の活動が一過性のものにならないよう、委嘱期間満了後も継続的な支援が必要である。
- ・地域住民との連携強化や未実施地域への波及効果を期待し、活動地域のみならず市全体に対し広報活動の強化が必要である。

②空家等の適正管理に対する助言、指導等【担当課：市民課】

※空家バンク登録事業（関連事業）【担当課：自治振興課】

【担当課（市民課）による事業説明・評価理由説明】

【質疑応答】

委員

空家は何軒あるか把握されていないとのことですが、資料の数字は区長から提供された数字ですか。

市民課

地域住民や区長から情報提供のあった数字であり、市内全域を把握しているわけではありません。

委員

集落や町内の区長から報告してもらえば、概ね数字は合うのではないのでしょうか。

市民課

5年前に調べたデータでは1505軒の空家がありますが、そのうち空家法に合致するものが何軒あるのか不明です。5割位は対象になるかと思えます。

会長

空家の定義は何でしょうか。

市民課

1年以上、人の出入りが無い住宅です。

委員

空家への対処の中で、連絡は取れていないが対処済みというのは、市で対応したものですか。

市民課

所有者と直接連絡は取れなかったが文書により通知し対応してもらったケースです。

委員

市で費用負担し対応したケースはありますか。

市民課

道路にはみ出している草木について2～3件対応したケースはありますが、住宅を取り壊したケースはありません。

委員

現在の予算は、事務職員の人件費ということですか。

市民課

はい、臨時職員の人件費です。

委員

今年度、取り壊してもらえる見込みは何軒くらいありますか。

市民課

年度内に2軒は取り壊す見込みで話合いを行っています。

委員

空家対策について現状と課題はありますか。

市民課

個人の所有物件ですので、個人で管理してもらうのが基本ですが、文書を送っても連絡が取れない。近くであれば訪問して相談もしますが、なかなか対応してもらえない。また、相続人が複数人いると全員の合意を取るのが難しいなど、1件の対応に時間がかかります。法的な部分もありますが、手順がもっと簡単であれば対応が進むと思います。

委員

相続の問題など、わからない人が多いと思いますので、司法書士や弁護士に相談するよう情報提供してはどうか。

市民課

司法書士や無料弁護士相談などの情報提供は行っていますが、なかなか進まないのが現状です。

委員

私の集落でもここ数年で空き家が増えています。早めに空き家の調査を全地区で行いランク付けし対応していかないと今後大変なことになると思う。小動物が住みついたり、不衛生になることにより周りでは嫌な思いをしているところもあります。強制的に壊すこともできない、解体すると土地の固定資産税が上がるので解体できない状況である。取り壊すと将来的に所有者に恩恵があるような仕組みづくりを検討していただきたい。

市民課

空き家を取り壊して、その場所を公園やコミュニティー施設にする場合は国からの補助制度があります。しかし、全て公園を造るわけにもいきませんし、関係各課との調整も必要になってきます。

市民課長

所有者が亡くなり住宅を取り壊して土地を売った場合や空き家をリフォームして売った場合の譲渡所得を控除する制度はあります。

委員

法的に可能かどうかは別として、住めないような古い空き家は住宅として評価しないことはできないものか。また、相続人が複数人いても1人の同意の下、住宅を壊すのではなく土地の保存行為としてできないものか。

市民課

特定空き家に分類されれば土地の固定資産税を減免しないことも可能ですが、そのような物件は現時点で固定資産税を滞納しているケースがほとんどであり、減免を解除してもあまり効果はないと思います。固定資産税をきちんと納めている人は、きちんと対応してくれるケースが多いが、問題になるようなケースは未納もあり相談にも乗ってもらえないことがほとんどです。

委員

市に寄贈するといったケースはありませんか。

市民課

市に寄贈するのは現実的には難しいと思います。不動産業者を紹介して売買するケースは何件かあります。

会長

関連がありますので空き家バンクについて自治振興課から説明願います。

自治振興課

【担当課（自治振興課）による事業説明】

委員

市民課と自治振興課の連携はどうなっていますか。

市民課

空き家バンクへの登録確認や情報提供はするものの、空き家バンクに該当するような案件はほとんどありません。住めないような空き家ばかりですが、利活用が可能なものは自治振興課と連携していきたいと考えます。

会長

来年度予定している調査は、利活用できる空き家も含めた調査ですか。

市民課

はい、そうです。

会長

集落や地域と連携しながらやっていることはありますか。

例えば、空き家になった後、早めに対応しないと住宅が傷み住めない空き家になってしまうので、地域と協力し情報提供してもらうようなことはありますか。

市民課

地域から空き家になった情報をいただくことはしておりません。空き家になっても適切に管理されれば問題はないので、連絡先等の情報をいただければありがたいと思います。

委員

空き家バンクの登録についてもかなりの件数があると思いますが、買い手が見つからずに、古くなければ市民課の対応になると思います。空き家バンクに登録されている状態であれば譲渡等が可能だと思いますが現状はどうですか。

自治振興課

登録累計で61棟、成約が20件ありました。登録の条件として、すぐに住むことができる状態であること、住むに耐えないものは調査の段階で断ります。市外の方を対象に移住者を増やすことを目的としています。

委員

空き家対応の窓口が2箇所ではなく1箇所の方が使いやすいと思いますがいかがですか。

自治振興課

そのとおりであります。空き家について窓口が二つあるので問い合わせが来ても特定空き家なのか空き家バンクなのかお客様に迷惑をかけることとなります。移住交流と特定空き家を同じ課で担当した方が連携が取れると思います。

会長

危険空き家の減少数の目標値が5件というのは少ないように感じますがいかがですか。

市民課

取り壊しの件数が5件ということで、現状では難しいと思います。

委員

取り壊して更地にすることで税額が上がることから、そのままにしておくのではないかと思います、取り壊し後も現状の税額のまま据え置くことは難しいでしょうか。

市民課

現状、減免を継続するというのは難しいので、更地にして不動産業者に売ることや、危険空き家が崩れて近隣の方に迷惑をかけた場合は損害賠償が発生することなど説明しています。

委員

崩れそうな住宅の場合は、更地並みの課税をしているところもありますか。

市民課

本市ではありませんが他市ではあります。

委員

助言、指導件数の活動指標が毎年50件ずつ設定されていますが、今後危険空き家が増えていくと年々増えていくと思いますがいかがですか。

市民課

過去の情報提供の件数から設定しました。

会長

空き家を買った人に対してリフォームなどの補助はありますか。

自治振興課

昨年度から空き家バンクを利用した方に対して100万円を上限としたリフォームに対する補助制度があります。

委員

危険空き家になる前に調査して空き家バンクに登録することによって活用されれば壊す必要はないし、空き家バンクを利用して移住してくれば人口減少対策にも繋がると思います。家屋の新築、増改築は税務課で確認していると思いますし、所有者についても把握していると思います。各課と連携して統一した考えで進めていく必要があると思います。

市民課長

今後、空き家を調査する際に、利活用ができるかどうか、取り壊せば土地は売れるのかななどの情報を含めて調査したいと考えています。その後に空き家対策の計画を作りたいと考えており、ケースごとに対応方法を定めていきたいと思いますがその際は関係課と一緒に検討していきたいと思っています。

会長

平成 29 年度に空き家調査を予定しており計画額が 230 万円くらいですが、1500 軒を超える空き家がある中で十分な調査ができますか。

市民課

少ない予算ですが、村上市の宅建協会と協力しながら進めたい。

会長

他にありませんか。ないようであれば質疑を終了します。お疲れ様でした。

【評価協議】

○各視点による評価

視点	評価	評価項目	評価
妥当性	A	自治体関与の妥当性	3
		目的の妥当性	3
		対象（受益者）の妥当性	3
有効性	C	目標（改善）達成度	2
		類似事業の存在	1
		上位施策への貢献度	2
効率性	A	コスト効率	3
		実施主体の適正性	3
		負担割合の適正性	3

○総合評価

総合評価	C	説明	<ul style="list-style-type: none">・空き家に関する窓口が 2 課にまたがり分かりにくい。・空き家調査の件数が 1500 軒超であったが、その後の実態が把握されていない。・取壊しに係わる費用や除却後の固定資産税の負担が大きく除却が進まない。
------	---	----	--

○今後の方向性：拡大基調（コスト拡大、成果拡充）

【意見】

- ・5年前の調査では1500軒を超える空き家が存在したことから、実態を把握し適正管理や利活用に繋がるよう管理を行うこと。
- ・空き家バンク事業と相談窓口を一本化することで窓口の明確化が図られるとともに、情報共有が容易になることにより空き家の利活用に繋がりやすいことなどメリットが大きいと思われる。空き家バンク事業の趣旨は理解できるが、若者の定住のためにも市民にも売買、賃貸などを促し積極的に活用してもらいたい。
- ・空き家バンク登録物件に表示板を設置するなど市民（親戚）や観光客へ広くPRが必要である。
- ・危険空き家の宅地に対する増税、除却後の減税や取り壊し費用に対する助成など新たな制度を検討して欲しい。

5 次回の日程について

日 時 平成28年12月21日（水） 午後2時30分～
会 場 勤労者総合福祉センター 第2会議室

6 その他

委員

この委員会は、これから先々のことを話し合えるような会であって欲しい。事務事業の評価でなく、行政改革に我々の意見が多少なりとも通るような会にしてもらいたい。

会長代行

お疲れ様でした。委員会の進め方についていろいろ意見もあるようですが、これからもっと発展していければ良いと思います。次回、最後になりますますがよろしくお願いします。

7 閉 会 （16：30）